

長野県看護研究学会における利益相反に関する指針

1. 目的

長野県看護研究学会（以下、本学会という。）は、非会員を含む看護職の実践に根ざした学術研究の振興を通じて看護の質の向上を図り、人々の健康と福祉に貢献することを目的としている。このため、本学会において結果等が公表される研究等の活動は、中立性と公正性を確保して実施されたものでなければならないが、他方、企業、団体等から医療機器や研究費の提供を受けて研究・実践を実施する場合もあり、利益相反が生じることがある。本指針は、本学会で結果等が公表される研究等の活動の利益相反状況を申告等によって適切に管理し、発表内容の信頼性を確保することを目的とする。

2. 定義

本指針において、利益相反とは、企業、団体等との共同研究の実施、企業、団体等からの研究費の受領その他研究者と特定の企業、団体等との間の経済的関係が存在する場合に、公的利益（研究により得られる成果の社会への還元）と私的利益（特定の企業、団体等から個人が取得する金銭、地位、利権等）が研究者個人の中に生じる状況のことを指す。

3. 本指針の対象となる活動

本学会会員であるか否かを問わず、以下の活動を含む本学会において行われるすべての活動に本指針を適用する。

- ① 本学会学術集会での講演
- ② 本学会学術集会での演題発表
- ③ 本学会誌への投稿

4. 利益相反状況の申告を行うべき者

- 1) 本学会において3. ①～③の活動を行う者（以下「研究者等」という。）は、5. に定める基準に従い、6. に定める実施方法により、当該活動に関係する企業、団体等との利益相反状況を申告しなければならない。
- 2) 本学会学術集会で講演を行う場合には、発表者、企画代表者及び企画協力者の全員について、研究等に関係する企業、団体等との学術集会開催時から遡って過去3年以内の利益相反状況を申告する。
- 3) 本学会学術集会で演題発表を行う場合には、発表者及び共同研究者の全員について、研究等に関係する企業、団体等との学術集会開催時から遡って過去3年以内の利益相反状況を申告する。
- 4) 投稿を行う場合は、著者全員について、研究等に関係する企業、団体等との投稿時から遡って過去3年間以内の利益相反状況について申告する。

5. 利益相反状況の申告の基準

申告すべき利益相反状況の基準は次のとおりとする。

- 1) 研究等に必要な資金については、その調達方法（自己資金、公的補助金、民間研究助成、研究委託契約等）を明確にするとともに、自己資金以外の場合には、資金調達先の名称及び資金調達先と研究者等との関係を明確にする。
- 2) 研究等に必要な資材、労務等の提供を企業、団体等から受けた場合には、当該企業、団体等の名称及び当該企業、団体等と研究者等との関係を明確にする。
- 3) 研究等に必要な資金、資材、労務等の提供を受け、研究委託契約を締結し、又は研究等を依頼した企業、団体等と研究者等との間に以下に該当する関係がある場合、その内容を明確にする。
 - (1) 研究者等が当該企業、団体等の役員、顧問職等に就任し、1つの企業、団体等からの報酬が年間100万円以上である場合
 - (2) 研究者等が当該企業、団体等の株（未公開株やストックオプションを含む）を保有し、かつ、1つの企業、団体等の株の保有等による年間利益（配当、売却額の総和）が100万円以上である、又は全株式の5%以上を保有する場合
 - (3) 研究者等が当該企業、団体等から受領した特許権等の使用料が年間100万円以上である場合
 - (4) 研究者等が当該企業、団体等から受領した日当、講演料等で、1つの企業・団体等からの合計が年間50万円以上である場合
 - (5) 研究者等が当該企業、団体等から受領した原稿料が年間100万円以上である場合
 - (6) 研究者等が当該企業、団体等から受領した研究資金（受託研究、共同研究、奨学寄附金等名目の如何を問わず、申告に係る研究の研究資金を除く。）が、1つの研究等について200万円以上の場合
 - (7) 研究者等が当該企業、団体等がスポンサーとなる寄付講座に所属している場合
 - (8) 研究者等が当該企業、団体等から受領したその他の利益（研究とは関係のない旅行、贈答品等）の合計が年間10万円以上の場合
 - (9) 研究者等が当該企業、団体等の役員等と親族関係にある場合その他研究者等と当該企業、団体が特別な縁故関係にある場合

6. 利益相反状況の申告の実施方法

- 1) 学術集会で発表を行う者は、発表時に研究等実施に関わる利益相反状態を申告する。
 - (1) 講演：講演スライドにて利益相反状況について説明を行う。
 - (2) 口演発表：演題登録時にシステム上で申告を行う。なお、発表時にタイトルスライドの次のスライドにて利益相反状況について説明を行う。
 - (3) ポスター発表：演題登録時にシステム上で申告を行う。なお、発表時にポスターの下部に四角囲みにて利益相反状況について記載する。

- 2) 投稿者は、「長野県看護研究学会誌投稿自己申告による利益相反（COI）申告書（以下利益相反申告書）」に利益相反状況を記載して投稿時に申告する。また、投稿論文の本文中にも利益相反状況を記載する。
- 3) 講演における利益相反状況についての説明部分、演題登録時のシステム上の申告、投稿における利益相反申告書（以下、「申告書等」という。）は、申告された日から2年の間、本学会事務局において保管する。
- 4) 申請書等の保管期間内に利益相反状況について開示請求が行われた場合、本学会事務局は、開示請求者に対し申告書等の内容を開示できるものとする。

7. 本指針の改正

本指針は、社会的要因の変化、関係する法令、ガイドライン等の制定、改正等を踏まえて、必要な改正を行うものとする。

2022 年 8 月 1 日改定